



Information ▶

平成23年度 共済業務の決算（概況）

平成23年度 年金積立金の運用結果

定時決定にかかる確認通知書を送付します

芸術／健康／スポーツ

名画のものがたり

フランシスコ・ゴヤ「わら人形遊び」

撃退！メタボ つくろう健康なカラダ

平成22年度 特定健康診査の結果分析

なるほど スポーツ de 健康

ユックリズムの太極拳で心と体をリフレッシュ！



アルル「跳ね橋」／フランス（イメージ）

平成²⁴年度 私学事業団 海外研修旅行

冬期
コース

申込受付期間 9月3日(月)～10月5日(金) (必着)

*両コースとも成田空港発です。

コース	内容	旅行期間	日数	募集人員	旅行代金	1人部屋追加料金
A-6	南イタリア周遊教養の旅	平成24年12月26日(水)～平成25年1月2日(水)	8	30名	202,000円	68,000円
A-7	南フランス周遊教養の旅	平成24年12月27日(木)～平成25年1月3日(木)	8	30名	196,000円	68,000円

(注) 上記旅行代金のほかに、航空会社各社ごとに決められる「燃油サーチャージ」がかかります。パンフレットの「ご旅行条件」をご確認いただき、詳細については、下記主催旅行会社へお問い合わせください。

主催旅行会社 (加入者コースパンフレット・申込書のお取り寄せ先)

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 3-18-19 虎ノ門マリビル 11階

株式会社 日本旅行 公務法人営業部

「私学事業団 海外研修旅行」係

☎ 03 (5402) 6421

FAX 03 (3437) 3955

E-mail : shigaku_kaigai@nta.co.jp

申込書送付先

〒113-8441

東京都文京区湯島 1-7-5

私学事業団 共済事業本部 福祉部 保健課

★参加資格・申込方法などの詳細については「海外研修旅行パンフレット」をご覧ください。パンフレットは私学共済ホームページ〔とくとく情報▶全国共通〕にも掲載しています。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

福祉事業

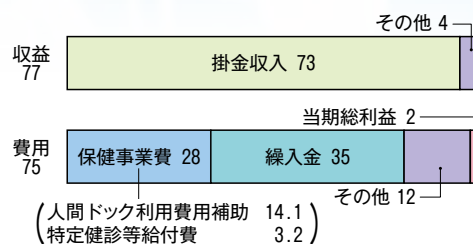
保健事業

加入者や被扶養者の健康の保持増進を目的に、特定健康診査・特定保健指導、人間ドック利用費用補助、契約施設の割引事業などの保健事業を行っています。

23年度の保健事業費は28億円でした。そのうち主なものは人間ドック利用費用補助で、保健事業費の約51%を占めています。また、特定健康診査等の給付費に3億2千万円、医療経理と宿泊経理への繰入金に35億円支出しています。

※福祉分の掛金収入は保健経理で受け入れ、医療経理・宿泊経理へ資金の繰り入れを行っています。

保健事業の損益状況（単位：億円）



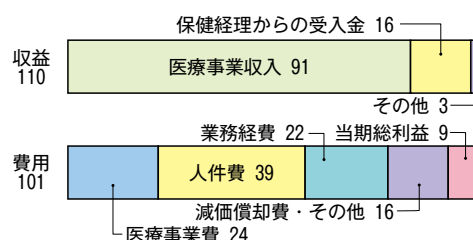
医療事業

東京臨海病院を運営しています。

23年度の利用状況は、入院が106,585人（対前年度比 5.0%増）、外来が226,546人（対前年度比 1.8%増）となりました。

収益は、医療事業収入が患者数の増加などから前年度より2億円増加し91億円となり、費用は、患者数増加による医療事業費の増加などから前年度より1億円増加して101億円となっています。

医療事業の損益状況（単位：億円）



宿泊事業

ガーデンパレスや宿泊所・保養所を全国16か所で運営しています。

宿泊事業収入は利用人数の減少などから前年度より2億円減少して91億円、宿泊事業費は経費節減などから2億円減少して41億円となりました。

※宿泊施設の運営状況は7ページをご覧ください。

宿泊事業の損益状況（単位：億円）

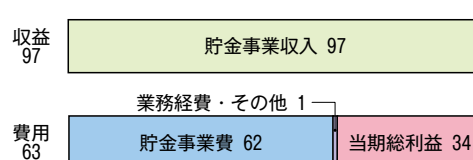


貯金事業

積立貯金、積立共済年金及び共済定期保険の事業を行っています。

積立貯金の年度末の加入者は182,060人、貯金残高は8,959億円となっています。積立共済年金の加入者は33,309人、共済定期保険の加入者は58,013人となっています。

貯金事業の損益状況（単位：億円）

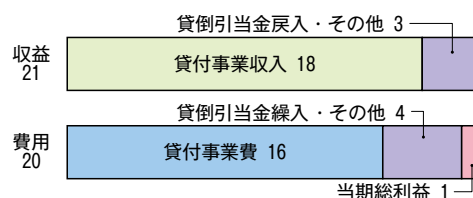


貸付事業

23年度の加入者貸付の決定件数は5,497件（対前年度比471件減）、決定金額は104億円（対前年度比9億円減）と、件数・金額とも減少しました。

また、新規決定の貸付けよりも償還される金額が上回ったために、年度末の貸付残高は前年度末よりも82億円減少し、709億円となっています。

貸付事業の損益状況（単位：億円）



決算

平成23年度

共済業務の決算（概況）

財務部
主計課

私学共済制度では、短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業（保健・医療・宿泊・貯金・貸付の各事業）の3つの事業を行っています。平成23年度における決算の概況について、事業別に説明します。

加入者数・標準給与・標準賞与

平成23年度末の加入者数は517,607人となり、表1のとおり、前年度末より7,753人増加しました。掛金の算定の基礎となる標準給与の平均月額及び標準賞与の平均年額は、それぞれ表2、3のとおりです。

【表1】 加入者数

22年度末	23年度末	対前年度増△減	
		人数	伸び率
509,854人	517,607人	7,753人	1.52%

【表2】 標準給与と平均月額

22年度末	23年度末	対前年度増△減	
		金額	伸び率
378,776円	377,432円	△ 1,344円	△ 0.35%

【表3】 標準賞与と平均年額

22年度末	23年度末	対前年度増△減	
		金額	伸び率
1,403,232円	1,380,074円	△ 23,158円	△ 1.65%

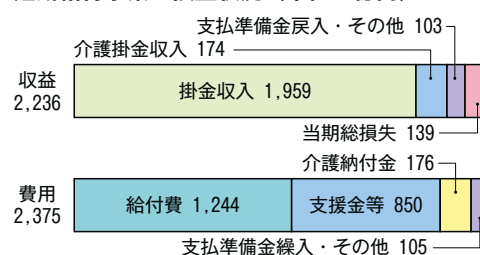
* 年度末者にかかる当年度内に支給された標準賞与の総額を年度末者数で除して得た数値です。

短期給付事業 介護分掛金率を引き上げました

加入者や被扶養者の病気やケガ・出産・死亡・休業・災害などにかかる給付のほか、介護保険制度にかかる介護納付金や高齢者医療制度にかかる支援金などの納付を行っています。

23年度の給付費は1,244億円で、前年度より約5.0%増加しました。また、介護納付金が増額になったことに伴い、23年度は介護分掛金率を0.066ポイント引き上げ、0.984%に改定しました。

短期給付事業の損益状況（単位：億円）



長期給付事業 年金者数は39万人

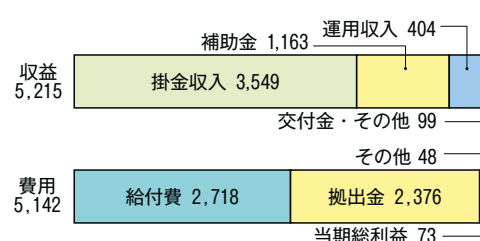
退職共済年金・障害共済年金・遺族共済年金などの給付のほか、基礎年金拠出金などの納付を行っています。

23年度の給付費は2,718億円、年度末の年金者数は389,127人となっています。

23年度に生じた73億円の利益金は、将来の年金支給のために積み立てることになります。

※年金積立金の運用結果は、6～7ページをご覧ください。

長期給付事業の損益状況（単位：億円）



その他事務費など 事務費分掛金率を引き下げました

短期給付事業と長期給付事業の事務に要する費用を賄っています。

収益は36億円となり、そのうち国庫補助金として2億9千万円が補助されました。また、加入者及び学校等の掛金負担の軽減を図るため、事務費分掛金率を0.05ポイント引き下げ0.11%に改定しました。

短期給付や長期給付の決定、加入者の資格の取得・喪失・標準給与の決定や掛金額の調定などの事務に要する費用は41億円となっています。

その他事務費等の損益状況（単位：億円）



運用

平成23年度

年金積立金の運用結果

資産運用室

年金積立金の運用の目的・基本方針と、平成23年度の運用結果をお知らせします。運用結果等の詳しい内容は、後日、私学共済ホームページ（ディスクロージャー）「年金資産の運用」に掲載します。

年金積立金の運用目的・基本方針

効率的な資産配分

私学事業団の年金積立金は、年金を将来にわたり確実に支給するため、長期的な観点に立って安全かつ効率的に運用することとしています。

このため、本事業団では「長期勘定の余裕金の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます）を策定しています。基本方針では、明確な運用目標を設定し、基本ポートフォリオ（効率的な資産配分）を定め、たうで株式など複数の資産に分散して投資しています。

23年度の運用環境

環境が一変した震災の影響

国内市場は、原発事故に伴う電力

不足の影響により企業業績が悪化しましたが、復興需要が具体化するに従って、いったんは回復基調を見せました。

世界的には欧州財政危機問題の再燃、米国の連邦準備債務の上限引き上げ交渉が難航したことによる混乱新興諸国も先進国の不安定さに引きずられるように成長がやや鈍化する兆しが見えたことなど、様々な要因が絡み合い金融市場が揺さぶり続けられることとなりました。このため、安全資産として円が買われ、円高が続く、政府・日銀が為替介入しました。効果が限定的であったため、国内株式は低調に推移しました。

年明け以降、米国や中国で経済指標の改善傾向が鮮明となり、為替が円安に反転し、国内株式の株価が1万円台を回復するなど、年度末に

年金積立金の構成割合・残高と資産別利回り（単位：億円）

区分	基本ポートフォリオ		平成23年度末					資産別運用利回り
	資産配分	許容乖離幅	簿価	時価	評価損益	時価構成比	乖離幅	
国内債券	65%	±9%	20,655	21,217	562	62.3%	△2.7%	1.93%
国内株式	10%	±3%	3,919	3,300	△619	9.7%	△0.3%	1.23%
外国債券	10%	±3%	3,603	3,415	△188	10.0%	0.0%	4.68%
外国株式	10%	±3%	3,725	3,870	145	11.4%	1.4%	△0.06%
短期資産	5%	—	2,254	2,254	0	6.6%	1.6%	0.12%
合計	100%	—	34,156	34,056	△100	100.0%	—	1.82%

※国内債券の中に貸付金などを含みます。

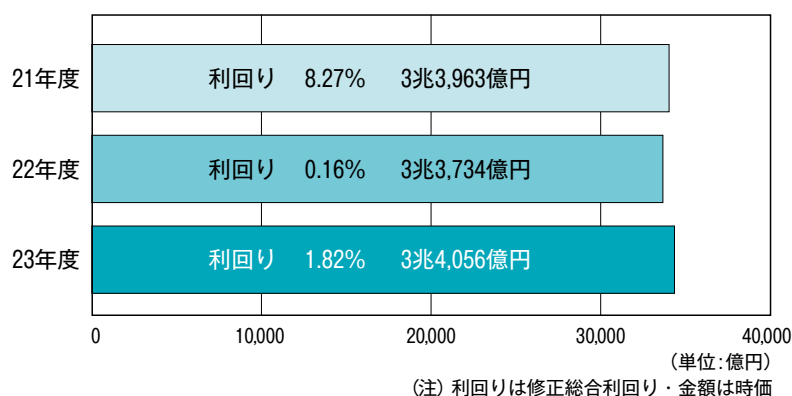
向けて市場環境が改善しました。しかし、金融市場全体としては、米国の経済の回復を基調とした好材料はあったものの、欧州債務問題が再燃するたびに下落局面を迎えるといった不安定な運用環境でした。

23年度の投資行動

国内債券を中心に投資

こうした運用環境を受け、利回り確保の観点から、主に国内債券の10

過去3年間の年金積立金の残高と運用利回りの推移



23年度の運用結果

運用利回りは1.82%

年債、20年債を中心に投資を行いました。その他の資産については、基本ポートフォリオ資産配分との乖離状況に注意を払い、資産管理を行いました。

年度末時点では、内外株式の回復、為替の円安基調もあり、基本ポートフォリオの資産配分に対し、国内債

共済運営委員会の開催

平成24年6月20日に第55回共済運営委員会が開催されました。
次の事項について審議・報告され、了承されました。

- 1 審議事項
- ① 平成23事業年度決算（共済業務関係）（案）について

② 共済業務における平成23年度の取組みの実績評価結果（案）について
- 2 報告事項
- ① 平成24年度長期給付掛金に対する都道府県補助金予算計上状況について

② 私学共済制度に係る関係法令等の改正等について

③ その他

券は△2・7％、外国株式は1・4％乖離した構成となりました。
この結果、23年度の運用利回りは1・82％となりました。
運用利回りは、年度末一時点の時価評価を反映させたものではあるものの、前年度からの回復基調を反映した利回りとなりました。
今後も、基本ポートフォリオに基づく資産運用を基本としつつ、市場の動向に注意を払い慎重かつ効率的な運用を心掛けていきます。

23年度における宿泊施設の年間利用者数の合計（宿泊、婚礼、宴会・集会、食堂、休憩）は、18万4千人（対前年度比8万8千人増）で、このうち宿泊利用は40万3千人（対前年度比3千人増）です。宿泊利用者数に対する加入者（被扶養者及び年金者を含む）の利用割合は67・5％となりました。
損益状況については、23年度の収益（受入金を除く）は91億5千万円（対前年度比3億3千万円減）、費用は107億9千万円（対前年度比5億3千万円減）、受入金を含む宿泊施設全体の損益は2千万円の損失となりました。収益減少の主な要因としては、長引く景気の低迷に加え、23年3月に発生した東日本大震災の影響で年度始めの利用が減少したことが挙げられます。

施設

宿泊施設の運営状況

宿泊事業の平成23年度決算については、本誌4ページに掲載しております。ここでは、宿泊施設別の利用・損益状況の詳細をお知らせします。

施設部管理課

平成23年度の利用・損益状況

施設名	利用状況（単位：人）					損益状況（単位：千円）			
	宿泊（加入者等）	婚礼	宴・集会	食堂	休憩	収益A	受入金B	費用C	損益（A+B-C）
札幌ガーデンパレス	51,260（27,802）	18,626	117,720	120,287	—	1,290,381	221,411	1,475,838	35,954
仙台ガーデンパレス	24,849（15,901）	2,088	72,443	70,100	—	536,900	119,201	775,624	△119,523
東京ガーデンパレス	63,112（45,624）	5,192	118,311	138,301	—	1,724,840	195,786	1,786,552	134,075
名古屋ガーデンパレス	40,588（18,238）	13,609	139,971	32,591	—	1,299,637	374,098	1,616,228	57,507
京都ガーデンパレス	34,700（26,271）	13,780	36,909	102,479	—	1,112,474	226,828	1,411,888	△72,586
大阪ガーデンパレス	70,487（43,299）	16,481	107,306	88,441	—	1,349,119	173,841	1,534,319	△11,358
広島ガーデンパレス	34,687（23,590）	6,692	79,314	13,784	—	701,532	109,020	792,420	18,132
福岡ガーデンパレス	21,057（13,232）	2,568	59,024	38,259	—	452,610	55,521	580,309	△72,178
ガーデンパレス計	340,740（213,957）	79,036	730,998	604,242	—	8,467,494	1,475,706	9,973,177	△29,976
湯河原 敷島館	11,796（10,659）	—	708	—	735	127,688	16,563	145,048	△797
箱根 対岳荘	13,074（12,571）	—	620	—	3,226	141,718	14,653	153,700	2,672
金沢 兼六荘	8,144（7,646）	—	7,046	—	—	56,818	11,364	71,448	△3,266
京都 白河院	9,920（9,190）	—	12,912	—	17	178,998	12,622	179,972	11,648
宿泊所計	42,934（40,066）	—	21,286	—	3,978	505,223	55,203	550,168	10,257
鎌倉 あじさい荘	6,126（5,519）	—	182	—	98	56,577	16,956	73,532	0
葉山 相洋閣	5,068（4,680）	—	506	—	1,020	51,531	33,315	84,847	0
志賀高原 やまゆり荘	2,956（2,956）	—	47	—	1	21,877	21,738	43,615	0
軽井沢 すずかる荘	4,943（4,509）	—	75	—	25	44,536	20,822	65,358	0
保養所計	19,093（17,664）	—	810	—	1,144	174,521	92,831	267,352	0
合計	402,767（271,687）	79,036	753,094	604,242	5,122	9,147,238	1,623,740	10,790,697	△19,719

今後とも、経営改善を強力に推進めながら、加入者のニーズに 대응できるよう運営に努めてまいります。

注1 損益については、千円未満四捨五入の関係から内訳の総和が計と一致しないことがあります。

注2 損益状況欄の受入金については、保健経理から当該年度に各宿泊施設が受け入れた金額であり、特に保養所は収益と費用との差を受け入れました。

控除

税制改正に伴う積立共済年金 及び共済定期保険の生命保険料控除

福祉部
保健課

平成22年度税制改正において、「一

般生命保険料控除」・「個人年金保険料控除」に加えて新たに「介護医療保険料控除」が創設されたことにより、24年分所得税から各控除の適用限度額が4万円となり合計12万円に引き上げられました（ただし、特約

の内容によっては、保険料

控除の対象外のものもあり

ます。また、23年12月31日以前に締結した保険契約等の保険料控除は従来どおり適用限度額は5万円とすることとされています。住

民税については、25年分から適用となります。この税

制改正では、23年12月31日以前の契約を「旧制度」、24年1月1日以降の契約を

「新制度」として取り扱い、

「旧制度」と「新制度」の

両方を契約している場合は、

①「旧制度」を適用する保険契約等のみ申告する、②

旧制度・新制度の控除枠と適用控除限度額

(参考：国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>)

旧制度適用契約			新制度適用契約		
契約日：平成23年12月31日以前			契約日：平成24年1月1日以降		
控除枠	適用限度額		控除枠	適用限度額	
	所得税	住民税		所得税	住民税
一般生命保険料控除	5万円	3.5万円	一般生命保険料控除	4万円	2.8万円
			介護医療保険料控除	4万円	2.8万円
			その他保険料 (生命保険料控除対象外となる特約等)	—	—
個人年金保険料控除	5万円	3.5万円	個人年金保険料控除	4万円	2.8万円
全体所得控除限度額	10万円	7万円	全体所得控除限度額	12万円	7万円

※旧・新制度の一般・介護医療・年金の控除額を合計し全体の控除額とします（12万円が適用限度額）。

「新制度」を適用する保険契約等のみを申告する、③「旧制度」と「新制度」を適用する保険契約等の両契約を申請する、のいずれかを加入者が選択することができます。これに伴い、積立共済年金及び共済定期保険についても、生命保険料

積立共済年金及び共済定期保険の生命保険料控除

積立共済年金「旧制度」		共済定期保険「新制度」	
控除枠	コース名	控除枠	コース名
一般生命保険料控除	自由選択コース	一般生命保険料控除	家族年金コース、3大疾病保障コース
個人年金保険料控除	税制適格コース	介護医療保険料控除	医療保障コース、長期休業補償コース、医療費支援コース (疾病特約・女性疾病特約)
		その他保険料 (生命保険料控除対象外となる特約等)	医療費支援コース (傷害特約)

※積立共済年金については「旧制度」の適用となり変更ありません。共済定期保険については、従来はすべて一般生命保険料控除の適用でしたが、今後は「新制度」の適用となり、控除枠が上記のとおり変更となります。

控除の税制改正が適用されることとなります。各保険は私学事業団が契約者となっており、積立共済年金は23年12月31日以前の契約をしていますので「旧制度」、共済定期保険は毎年契約更新していますので「新制度」の適用となります。

貯金

積立貯金の

ご案内

後期申込期間
9月26日(水)～10月25日(木)

福祉部
保健課

積立貯金の新規加入申し込み、既加入者の積立金額の変更及び中断している積立貯金の復活を希望される場合は、右記期間内に「貯金加入申込書」等を学校等の共済事業担当者に提出して申し込んでください。

・利率 年利0・60%（半年複利）

・積立方法

① 定時積立金：毎月の給与から控

除して積み立て（千円単位）

② 臨時積立金：賞与から年3回ま

で積み立て（千円単位）

※臨時積立金のための積み立ては不可。

・中断 随時

※毎月25日締め切り、翌々月中断

・解約・払い戻し 月1回

※毎月25日締め切り、翌月20日送金

・積立開始

① 定時積立金：11月の給与から

② 臨時積立金：冬の賞与等から

※詳細は本誌と一緒に送付しているパンフレットをご覧ください。

資格

検認に併せて

被扶養者の再審査を行います

業務部
資格課

私学事業団では、加入者証・加入者被扶養者証について毎年検認を行うこととしています（任意継続加入者を除きます）。検認は、学校等が加入者証や加入者被扶養者証の内容に誤りがないかや被扶養者としての要件を備えているかを確認し、本事業団へ報告していただくものです。

今年度から加入者証等の検認の際に、「被扶養者再審査」（全国を2ブロックに分けて2年に一度被扶養者の要件を満たしているかどうかについて書類により確認します）を併せて行います。

東日本ブロック

県コード 01～15

24年度に行う検認と被扶養者再審査の実施概要は次のとおりです。

実施日程

9月10日～14日 通知文等送付
11月15日 提出物締め切り
2月6日～8日 再審査結果通知

再審査対象者

平成23年12月31日以前に被扶養者認定されている次の①②いずれかに該当する人

①平成6年4月1日以前に出生した人（平成25年2月1日までに75歳を迎える人又は75歳を迎える加入者の被扶養者を除く）

②同居が認定の条件となっている被

扶養者

※再審査対象とならない人は、検認対象となります。

実施方法

①再審査

「被扶養者再審査回答書」（以下「回答書」といいます）に、加入者が被扶養者要件にかかる事項について記入・押印することにより報告していただきます。回答書には、特に確認のための書類を添付する必要はありません。ただし、本事業団が必要と認めた場合は、確認のための書類を提出していただく場合があります。回答書は、学校等が回収し、取りまとめて本事業団へ提出していただきます。回答書の提出がない場合は、被扶養者として継続認定できません。

（被扶養者取消となります）。必ず回答書を学校等へ提出してください。

②検認

再審査の対象とならない被扶養者がいる加入者又は被扶養者がいない加入者には「加入者証・加入者被扶養者証検認表」を送ります。内容を確認して学校等に報告してください。内容に訂正等がある場合は所定の用紙で本事業団に手続きしてください。

再審査で確認する内容

被扶養者の年収及び加入者との同居・別居についての状況を回答書に記入してください。

①60歳未満の被扶養者又は60歳以上で年金を受給していない被扶養者
年収が130万円未満であること
（所得証明書等により確認）
②60歳未満で障害を事由とする年金を受給している被扶養者又は60歳以上で年金を受給している被扶養者

年収が180万円未満であること
（年金改定通知書及び所得証明書等により確認）

③同居を条件に認定されている被扶養者

住民票等で同一住所となっている

こと（住民票等により確認）

※所得税法上の「所得」とは異なります。給与・年金は諸控除前の収入金額ですが、事業所得などは必要経費を控除した後の額となります。

回答書の記入例を、回答書と併せて加入者1人につき1枚学校等に送付します。また、私学共済ホームページ（「きょうさいトピックス」）にも掲載しています。

被扶養者の状況について確認した結果、被扶養者の要件を欠くことが分かった場合は、「被扶養者取消申請書」により学校等を通して被扶養者取消の手続きを行ってください（回答書の提出も必要です）。

また、年収が被扶養者の限度額以内であっても社会保険に本人で加入している人は被扶養者の取り消しとなりますので、給与収入がある被扶養者は社会保険の加入についても今一度確認してください。

西日本ブロック

県コード 16～47

24年度は、従前の方法による検認を行います。実施については本誌11月号であらためてお知らせします。

資格

定時決定にかかる確認通知書を送付します

業務部
資格課

加入者の標準給与の月額、資格取得時（通常は採用時）に決められますが、その後昇給があったり、手当に変更があるのが一般的です。そこで、加入者の標準給与の月額を実際の給与と見合ったものにするため、毎年4月、5月及び6月の給与を学校等に報告していただき、9月からの標準給与の等級及び月額を決定します。これを定時決定といいます。

定時決定にかかる「確認通知書(2)」は9月中旬頃学校等に送付しますので、受け取りましたら記載内容を確認してください。

※後期高齢者医療制度に該当する人（75歳以上の人及び70歳以上75歳未満で広域連合から障害状態にあると認定された人）の「確認通知書(2)」には、長期の標準給与の等級及び月額が表示されていますが、掛金の徴収はありません。

「確認通知書(2)」の異動内容及び給与月額欄は、次のとおり表示しています。

定時決定

確認通知書(2)			
定時決定	13A9999-00999	湯島 太郎	昭和49年11月2日 男 平成24年9月1日
甲1	平成24年9月	340,983円	20 340千円
			20 340千円
	平成23年9月	334,131円	20 340千円
			20 340千円

学校等から提出された基礎届書の報告に基づき4月、5月及び6月の給与の平均額で決定しています。

定時決定（年平均額）

確認通知書(2)			
定時決定 (年平均額)	13A9999-01000	湯島 一郎	昭和43年3月9日 男 平成24年9月1日
甲1	平成24年9月	389,527円	22 380千円
			22 380千円
	平成23年9月	427,852円	24 440千円
			24 440千円

学校等から提出された基礎届書及び年平均額にかかる申立書・同意書に基づき前年7月から当年6月の給与の平均額で決定しています。

定時決定不要者

確認通知書(2)			
定時決定不要者	13A9999-01001	私学 次郎	昭和32年7月19日 男 平成24年9月1日
甲1	平成24年9月	637,000円	31 650千円
			30 620千円
	平成24年7月	637,000円	31 650千円
			30 620千円

- ・平成24年6月1日から8月31日までに資格取得した人（所属学校を変更した人は除きます）は資格取得時の給与額で決定しています。
- ・平成24年7月及び8月に標準給与の決定を確認した人はその給与額で決定しています。

定時決定（保険者決定）

確認通知書(2)			
定時決定 (保険者決定)	13A9999-01002	御茶水 花子	昭和53年5月22日 女 平成24年9月1日
甲1	平成24年9月	261,980円	16 260千円
			16 260千円
	平成23年9月	261,980円	16 260千円
			16 260千円

- ・学校等から基礎届書の提出がなかった場合又は記入もれの場合は、やむを得ず私学事業団が現に確認している直近の給与額で決定しています。
- ・育児休業等のため休業中の場合は、現に確認されている休業前の標準給与と同額で決定しています。

「確認通知書(2)」の内容が誤っている場合は学校等に申し出をし、学校等を経て訂正等所定の手続きをしてください。

加入者証等を使用して医療機関を受診すると医療機関の窓口では一部負担金のみ支払いで済むため、実際にかかった医療費の総額がいくらなのかは分かりづらいのが現状です。そのため、私学事業団では、医療費の総額等をお知らせすることで、加入者及び被扶養者の皆さんに健康管理に心がけていただくとともに、医療費の適正化に役立たせるために、今年も10月下旬に5月受診分の医療費の総額等を「医療費通知」（加入者あて「親展」扱いの圧着はがき）により学校等（任意継続加入者の方は届出住所）あてに送付します。

なお、「医療費通知」には、受診者名、受診年月、入院・外来等の別、診療日数、医療費の総額及び自己負担額が記載されています。医療機関名や傷病名は記載されていません。

●医療機関から本事業団への医療費の請求が遅れた場合は、5月受診分のお知らせができなかったり、

10月下旬に送付

短期給付課
業務部医療
医療費通知

共済業務における 平成23年度の実績評価結果

企画室

共済業務においては、加入者等へのサービスの向上及び運営・経営改善のために、短期給付、長期給付及び福祉の3事業について、自主的に5年間の「中期展望」及び「期間中における取組み・年度の実績」を策定し、その取組みの実績について共済運営委員会の評価を受けることとしています。

平成24年6月20日に第55回共済運営委員会が開催され、「共済業務における平成23年度の実績評価」について審議がなされ、次のとおりの評価結果となりましたので、お知らせします。

《総括的评价》

共済業務は、短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業と広範、多岐に亘る中で、各事業とも着実に業務が遂行されており、また適正かつ透明性を確保した財務運営及び効率的な業務運営に努めていることから、全体的には良好であったものと評価できる。

《個別評価》

【短期給付（医療保険）事業】

- 医療制度の改正については、私学共済制度への影響等の分析及び事務処理への対応並びに加入者等への周知を図るなどして、適切に対応している。また、給付については、柔道整復師施術の支給申請にかかる内容審査の強化を図るなどして、医療費の適正化に努め、迅速に給付を行っているものと評価できる。

【福祉事業】

○保健事業

- 特定健康診査・特定保健指導の実施率目標の達成に向け、特定健診については、共済業務課が各会館を会場とする会場型集団健診を開催したり、特定保健指導については、学校等へ東京臨海病院などの保健師や管理栄養士を派遣し、学校訪問型保健指導を実施し、加入者の利便性を高める環境整備を図るなどの対策を講じ、実施率が伸びたことは評価できる。今後とも、5年を一期とした「特定健康診査等実施計画」の最終年度となる平成24年度に目標が達成できるよう努力してほしい。

○医療事業

- 東京臨海病院は、医師が集まる環境作りを行い、医師及び研修医の確保に努めていることが評価できる。そのことが、経営面においても3年連続での減価償却前黒字につながっており、しかも利益幅も拡大したことは評価できる。今後も医師の確保に努めるなど、経営の健全化により一層、努力してほしい。
- 特定保健指導や健康講座などの保健事業に医師等の派遣を行っており、職域病院としての機能強化を図っていることは評価できる。
- 新しい医療の在り方について、情報を入手し、加入者への発信元になっていくように期待する。

○宿泊事業

- 宿泊施設については、様々な経営改善策を講じているものの、東日本大震災や景気低迷の影響等により、営業収益が伸びず、営業収支の好転は図れなかった。しかし、宿泊施設は、加入者等の福利厚生を図る事業の一環として大切な役割を担うことから、今後とも収支改善を図るよう努力してほしい。

【長期給付（年金保険）事業】

- 加入者及び元加入者に対して、基礎年金番号を利用して取得した住所に退職共済年金請求書を送付し、請求勧奨に努めたことなどが評価できる。
- 年金資産運用については、東日本大震災や、歴史的な円高水準などの厳しい経済金融情勢の下、投資環境等の変化に適宜対応できるように検証・分析しつつ、基本ポートフォリオに沿って、運用管理を行い年金財源の確保に努めた。また、「計画・実行・見直し」の資産運用ガバナンスの徹底を図り、運用プロセスの透明性の確保に努めたことは評価できる。

【その他】

○情報セキュリティ関係

- 職員が共済業務に関する情報へアクセスした場合、その履歴が時系列的に保存、記録される監査証跡システムを構築し、情報セキュリティの強化を図ったことは評価できる。

○東日本大震災関係

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に際しては、職員が出張し、現地審査等を行い、災害見舞金及び災害貸付など4,059件、約27億円（平成24年3月末）を決定する外、各種特例措置を講じ、迅速に対応し、私学事業団としての使命を発揮したことは評価できる。

5月受診分以前の受診分をお知らせすることがあります。
医療機関名、傷病名及び診療内容などについては、お答えできません。
「医療費通知」は、確定申告の際の医療費控除の証明書として使用することはできません。
東日本大震災により被災された方で一部負担金免除証明書を提示されて受診した医療費は含まれていません。